

消防団に協力的な地元企業の開拓 及び広告チラシ等の制作業務

委 託 公 募 要 綱

1 業務概要

- (1) 業務の目的
消防団の充実強化を図るため、消防団に「理解・協力」のある地元企業の輪を広げるべく、「消防団協力事業所」や「徳島県消防団応援の店」の拡充を見据えた地元企業との連携を強化することにより、団員の確保や消防団活動に対する理解促進を図る。
- (2) 業務の名称
消防団に協力的な地元企業の開拓及び広告チラシ等の制作業務
- (3) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間
契約締結日から令和7年2月14日（金）まで
- (5) 見積限度額
金2,500,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。
なお、上記金額は予算額の上限であって、契約額ではないので留意すること。
- (6) 日程
令和6年7月18日（木） 募集開始
令和6年7月25日（木） 質疑書の提出締切り
令和6年8月1日（木） 参加申込書の提出締切り
令和6年8月16日（金） 企画提案書、見積書の提出締切り
令和6年8月中下旬 受託者選定委員会
（企画提案書等のヒアリング審査）
令和6年8月下旬 選定結果通知・契約締結

2 委託契約の方法

- (1) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (2) 契約相手方の選定
公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

3 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
- ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されていない者。もしくは行政処分等を受け2年を経過した者。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思えられる者でないこと。

4 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
- ア 参加申込書（様式第1号）1部
 - ・ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
個人事業者の場合は個人事業開業届出書等のコピー
 - ・ 会社概要が分かる書類（HP等の写しやパンフレットなども可）
 - ・ 直近2期分の決算書
 - ・ 住民税の未納がない旨の証明書
 - ・ 暴力団排除に関する誓約事項
 - イ 企画提案書（様式第2号）6部
※別紙書類の書式については任意とする。
 - ウ 委託業務に係る経費の見積書（様式第3号）6部
※委託業務に係る消費税額は10%とする。
- (2) 提出期限
- ア 参加申込書（様式第1号）
令和6年8月1日（木）午後5時まで（必着）
 - イ 企画提案書（様式第2号）
令和6年8月16日（金）午後5時まで（必着）
 - ウ 見積書（様式第3号）
令和6年8月16日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
- 持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。
※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

- (4) 提出先及び問い合わせ先
徳島県危機管理部 消防保安課 消防担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 4階
電子メール：syoubouhoanka@pref.tokushima.lg.jp
電話：088-621-2282 ファクシミリ：088-621-2849

5 提出書類等に係る質疑

- (1) 質問の受付期限
令和6年7月25日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 質問の提出
質問は、質疑書（様式第4号）により行うものとし、4の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。
なお、口頭での質問は受け付けない。
また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。
- (3) 質問の内容
原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。
- (4) 質問に関する回答
電子メール又はファクシミリにより回答し、随時、徳島県のホームページ内、「組織」のページ内、「消防保安課」のページ内にも掲載する。
(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kikikanribu/syoubouhoanka/>)

6 対象となる経費

委託対象経費の範囲は、別紙1に掲げる項目に限る。なお、消防団員の人件費、施設整備費、営利のみを目的とした取組に係る経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象とならない。

- (1) その他
ア 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。
イ 業務に要した経費は、領収書等で確認できること。

7 審査及び結果通知

- (1) 選定方法
選定委員で構成する受託者選定委員会を徳島県危機管理部消防保安課内に設置し、事業者より提出された企画提案書をもとに、当該委託業務の審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者1者を選定する。ただし、応募者多数の場合は、企画提案書等の書面審査を実施し、その結果を基にプレゼンテーション参加者を選定する。
- ア 令和6年8月中下旬の開催を予定。プレゼンテーション審査への参加者には詳しい日程など、別途通知する。
- イ プレゼンテーションを行う者は、1者あたり3名までとする。
- ウ プレゼンテーションの時間は、1提案者あたり最大25分（説明15分、質問10分）までとする。
- エ プレゼンテーションに当たっては、補足資料を用いて行うことも可能であり、その場合は6部用意することとする。
- オ プレゼンテーション審査に遅刻した場合は、応募辞退とみなす。
- カ 提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(2) 選定委員会開催方法

4 (1) で提出のあった、イ企画提案書（様式第2号）及びウ委託業務に係る経費の見積書（様式第3号）を基に当該事業においてふさわしいかを総合的に判断し、ウェブ又は対面でのプレゼンテーション及びヒアリングにより開催・実施する。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づき、受託者選定委員会の意見（採点等）を聴取した上で評価する。なお、受託者選定委員会の評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(4) 評価基準

次の項目により評価する。ただし、配点等に関する質問は受け付けない。

評 価 項 目		配 点
提案内容の実現性		20
	事業が遂行できる組織、管理運営体制となっているか	
先進性		20
	社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進に資する先進的な取組であるか。	
継続性・発展性		20
	社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進に継続的に取り組むための中長期的な計画を有しているか。 事業で抽出した課題を検証し、取組の改善・発展につなげることができるか。	
事業の効果		20
	社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進にどのように寄与するか。定量的な指標は適切に設定されているか。指標達成の見込みはあるか。	
類似業務の実績について		20
	類似業務を円滑に遂行した実績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に生かせることが期待できるか。	
合計点		100

(5) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、(4)の総合点が最も高い応募者を最優秀提案者に選定し、県に報告するものとする。報告を受けた者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(6) 結果の通知

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に対し、文書により通知するとともに、結果を県のホームページにて公表する。

(7) 評価対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ア 「3 参加資格」を満たさない者
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 2案以上の企画提案書を提出した場合
- エ 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(8) 提案者が1者であった場合は、その提案内容を受託者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

(9) 審査の結果、適切な事業者がいらない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

8 契約に関する事項について

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部変更することがある事に加え、受託者選定委員会委員から出た意見について、出来るだけ業務内容に反映させることとする。

(2) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。

9 その他の留意事項について

(1) 企画提案に要する全ての経費は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類は、当該事業者が無断で二次的な使用は行わない。

(4) 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。

(5) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて参加者が負うものとする。

(6) 委託業務の遂行に当たり、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(7) 提出された書類は、審査・契約に必要な範囲において複製することがある。

(8) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

(9) 令和7年2月1日を基準日とし、基準日時点において本業務による新規登録店舗数が300店舗に満たない場合、以下により算出される額を契約額から減額するものとする。

$\text{契約額の} 20\% \times (300 \text{店舗} - \text{本業務での登録者数}) / 300 \text{店舗}$
--